

申し出ることができる。

平成15年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成15年5月6日から
平成15年6月2日まで
- 2 縦覧の場所 相良村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第306号

相良村長矢上雅義から認可の申請があった四浦地区(初神2工区)の換地計画については、平成15年4月22日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成15年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成15年5月6日から
平成15年6月2日まで
- 2 縦覧の場所 相良村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第307号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
分散型県税オンラインシステム開発基本検討書作成業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成15年7月1日から平成16年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、分散型県税オンラインシステム開発基本検討書作成業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に關する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 都道府県における税務事務の総合的な電算システム(2の(2)のアの(ア)から(ソ)までのすべての機能を有し、かつ、2の(2)のイの形態をとるものに限る。)の稼働実績(開発中のものを含む。)を有する者であること。
 - ア 実績の対象となる機能等
 - (ア) 納税者管理
 - (イ) 収納管理
 - (ウ) 個人県民税
 - (エ) 法人県民税
 - (オ) 法人事業税
 - (カ) 県民税利子割
 - (キ) 個人事業税
 - (ク) 地方消費税